

鳥獣被害防止特措法の一部を改正する法律の概要

改正の背景

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策を効果的に推進するため、令和3年6月に、議員立法により、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正法案が提案され、全会一致により可決・成立。

【令和3年6月16日公布】

改正の概要

1 銃刀法の特例の期限延長 (制定附則第3条第2項)

鳥獣被害対策実施隊員以外の猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に対して銃刀法に基づく技能講習を免除する特例の期限 (現行=令和3年12月3日) を令和9年4月15日まで延長

2 対象鳥獣の捕獲等の強化

(1) 都道府県知事の被害防止に関する措置 (第7条の2・第8)

市町村の被害防止施策のみによっては十分な被害防止が困難である場合に市町村長の要請を受けた都道府県知事が講ずる措置について

- ・ 協議の場を設ける等により関係地方公共団体との連携を図る旨を明記
- ・ 市町村相互間の連絡調整を明記
- ・ 被害防止に関する個体数調整のための捕獲等ができるよう範囲を拡大
- ・ 国は、都道府県知事が行う調査・措置に対し必要な財政上の措置講ずることを規定

(2) 多様な人材の活用 (第9条)

市町村長は、鳥獣被害対策実施隊員の任命の際に意欲と能力を有する多様な人材の活用に配慮することを規定

(3) 技術開発の成果の普及 (第14条)

国等は、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の成果を普及することを規定

3 捕獲等をした鳥獣の適正な処理・有効利用のための措置の拡充

(1) 適正な処理のための措置 (第10条)

国等は、効率的な処理方法に関する情報の収集・提供等の措置を講ずることを明記

(2) 有効利用のための措置 (第4条第2項第8号・第10条の2)

- ・ 利用方法として愛玩動物用飼料(ペットフード)・皮革を明記
- ・ 国等は、ジビエとしての加工・流通・販売における衛生管理の高度化の促進に努めなければならないことを規定
- ・ 国等は、加工施設や搬入用設備・資材の整備充実のための措置を講ずることを明記
- ・ 国による連携強化の対象となる関係者として加工・流通・販売事業者を明記

4 人材育成の充実強化 (第15条)

国等が実施する人材育成に係る措置について、鳥獣の捕獲等*について専門的な知識経験を有する者の育成を明記するとともに、関係機関及び関係団体と連携した体系的な研修の実施を例示 (※食品・ペットフード・皮革としての利用等に適した方法によるものを含む。)

施行期日：令和3年9月15日 (公布日から3月以内の政令で定める日)